

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、令和5年2月7日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付決定処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を5級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、3級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その変更を求めている。

体幹の機能障害により歩行が著しく困難であり、5級ではなく3級に相応しいため、3級の交付を求める。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 2 月 2 日	諮問
令和 6 年 6 月 2 1 日	審議（第 8 9 回第 2 部会）
令和 6 年 7 月 2 6 日	審議（第 9 0 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 1 5 条 1 項は、手帳の交付申請は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えてその居住地の都道府県知事に対して行う旨を定め、同条 4 項は、都道府県知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

そして、法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条 3 項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに 1 級から 7 級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 1 2 年東京都規則第 2 1 5 号）及び同規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 1 2 年 3 月 3 1 日付 1 1 福心福調第 1 4 6 8 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

- (3) 法 1 5 条 1 項の規定による手帳の交付の申請の際提出する書類として、同項及び法施行規則 2 条 1 項 1 号が医師の診断書を掲げていることから、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、同診断書に記載された内容を資料として判断を行うべきものと解され

る。

2 本件処分についての検討

以下、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、検討する。

(1) 請求人の障害部位について

等級表解説（別紙2参照）においては、「四肢の障害は基本的には障害部位を個々に判定した上、総合的に障害程度を認定するものである。例えば、下肢の3大関節のうち足関節だけが筋力テスト、関節可動域等から全廃の状態で（他の関節は正常）、それにより歩行動作が不能の場合は、障害の部位を限定して足関節の全廃として認定することとする」（別紙2・第3・1・(6)）とされ、「下肢と体幹の障害が重複している場合（中略）歩行能力、起立位や座位の保持能力の程度を踏まえて、上位等級に該当する下肢と体幹のどちらか一方の機能障害で認定する」（同・3・(1)・ケ）とされている。

本件診断書においては、

ア 障害名は「左下肢機能障害」（別紙1・Ⅰ・①）、その原因となった疾病・外傷名は「腰部脊柱管狭窄症」（同・②）であること、
イ 神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見の参考図示では、左下肢の外側部分に感覚障害（感覚鈍麻）があり、左足関節に運動障害（不随意運動、運動失調）が認められること（同・Ⅱ・一）、

ウ 筋力テスト（MMT）では、左足関節の部分のみが×（筋力が消失又は著減）又は△（筋力半減）であり（背屈が×、底屈が△）、それ以外の部分は全て○（筋力正常又はやや減）とあること（同・Ⅲ）、

エ 関節可動域（ROM）では、右下肢は制限がなく、左下肢にやや制限があり、特に左足関節が30度と強い制限があること（同）、以上が認められることからすれば、本件障害は、左足関節の機能障害と認定することが相当であり、請求人が主張するように体幹の機能障害と認定すべきではない（第3参照）。

以下、本件障害が等級表にいう一下肢の足関節の機能障害に該当することを前提に請求人の障害の程度を検討する。

(2) 請求人の障害の程度について

等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、一下肢の足

関節の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

肢体不自由	
級 別	下肢の機能障害
5 級	2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
6 級	2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

等級表解説においては、「この解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表わしたものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない」（別紙 2・第 3・1・(4)）とされ、足関節の機能障害の程度の具体的な例として、全廃（5 級）は、「a 関節可動域 5 度以内のもの、b 徒手筋力テストで 2 以下のもの、c 高度の動揺関節、高度の変形」、著しい障害（6 級）は、「a 関節可動域 10 度以内のもの、b 徒手筋力テストで 3 に相当するもの、c 中等度の動揺関節」と示されている（同・2・(2)・オ）。

本件診断書によれば、歩行能力（補装具なし）は 100m 以上歩行不能、起立位保持は 10 分以上困難、動作・活動の評価では「正座、あぐら、横座り」が×（全介助又は不能）とされ、左足関節については、関節可動域（ROM）は 30 度であるものの、筋力テスト（MMT）では、背屈が×（筋力 0、1、2 該当）で底屈が△（筋力 3 該当）とされている。

以上により、本件障害を総合すれば、認定審査会の意見どおり、左足関節機能の全廃（5 級）と認定するのが相当である。

- (3) 以上のことから、本件診断書の記載内容を、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害の程度は、「腰部脊柱管狭窄症による 下肢機能障害【左足関節機能全廃】（5 級）」として、「総合等級 5 級」と認定するのが相当である。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、前記第 3 のとおり主張し、障害等級 3 級への変更を求め

ている。

しかし、前述 1・(3)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件障害の程度が、左足関節機能の全廃として、障害等級 5 級と認定することが相当であることは上記 2 で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙 1 及び別紙 2 (略)